

## 【一般財団法人日本不動産研究所について】

### 『小林忠雄氏』「要綱制定の中心人物」旧建設省後最終は日本不動産研究所の元理事長・元会長

「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（S37年6月閣議決定）」旧建設省で作成且つ解説書「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説」の著者・1994年発行は改訂版建設省建設経済局総務課監修日本不動産研究所会長小林忠雄編

その初版本の「はしがき」は平成14年の改訂版まで掲載されていた。（現在は前記監修無公共用地補償研究会編大成出版社）

「はしがき抜粋」ここにおいて、同要綱の立案、作成を担当し、その円滑かつ適正な運用を期待する著者としては、同要綱の趣旨、内容等に関し、できる限り詳細かつ実務的な解説を行う必要を痛感し、微力ながらその責めを果たすべく、ここに本書を刊行するに至ったゆえんである。公共用地の取得を担当される関係者各位（略）、一般国民各位（略）は同要綱の趣旨を十分に御理解のうえ公共事業の推進について特段のご協力を賜れば幸甚である。本書の意図する処はまさにこれに尽きるといえる。

### 『櫛田光男氏』「基準制定の貢献者」日本不動産研究所の初代理事長 現連合会の初代会長

不動産鑑定評価基準「不動産の鑑定評価に関する法律（S38年7月16日公布）」特に基準の原則である「不動産の鑑定評価に関する基本的考察」の作成者 日本不動産鑑定協会「現在の公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会」の初代会長

いかに経済社会の変動が著しい時代にあっても鑑定評価の本質は何ら変化しないはずであり（略）今日においてもほとんどがそのまま引き継がれているといってもよいであろう。「不動産鑑定士黒沢泰新版逐条解説不動産鑑定評価基準 18頁」

### 『日本不動産研究所が鑑定評価を行なった裁判』

1. 東京地裁：都有地晴海五輪選手村 10分の1土地価格 住民訴訟 被告 東京都
2. 甲府地裁：富士急ハイランド格安賃料裁判 住民訴訟 被告 山梨県（最近、同県知事が原告側主張が正しいと同調）